

## 第1回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和5年7月7日（月）午後2時～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室A

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます、賃金室の大島と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者代表委員の梅野委員、それから使用者代表委員の八木委員の2名が所用のためご欠席とのご報告をいただいておりますので、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の合計13名の委員の方がご出席いただいております。これは委員定数の3分の2以上の出席が認められますので、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は、新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。傍聴人の方を公募しましたところ、定数を上回る応募がありました。抽選等の結果、本日、10名の方の傍聴があります。また、本日、1名の記者の方が取材をされておられます。

それでは、はじめに、西岡労働局長からあいさつをお願いいたします。

（労働局長）

本日はお忙しい中、新潟地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本年度、新潟労働局長を拝命しました西岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度も最低賃金審議会が開催されたところですが、委員の皆様方におかれましては、第56期新潟地方最低賃金審議会委員としてご就任いただきましたことにつきまして、深く感謝申し上げます。また、皆様方には、日ごろから最低賃金制度はもとより、私ども労働行政全般につきまして、多大なご理解とご協力を賜っておりますことに重ねて感謝申し上げます。

ご案内のとおり、最低賃金につきましては、社会的な関心、注目が高まっているという状況です。私ども事務局といたしましても、しっかりと気を引き締めて審議会運営に当たらせていただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、去る6月16日には、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版、それと経済財政運営と改革の基本方針2023が閣議決定されたところです。基本方針2023では、最低賃金については全国加重平均が1,000円を達成することを含めて、公労使三者構

成の最低賃金審議会です。しっかりと議論を行う、地域間格差については、その是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるとの政府方針が示されたところとあります。

こうした政府方針を踏まえまして、現在、厚生労働本省では中央最低賃金審議会が開催されておりまして、今年度の地域別最低賃金額改正の目安について審議をされているところです。今後、中央で審議結果がまとまりましたら、そのご報告をさせていただくとともに、事務局といたしましては、円滑な審議に向けた最大限の努力をしております。

本審議会におきましては、本日、令和5年度の新潟県最低賃金の改正につきまして諮問させていただきたくております。委員の皆様には、過密な日程の中でご審議をお願いするということもあろうかと思っておりますけれども、県内実情を踏まえ、生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮して、しっかりご審議いただきますよう、改めてお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日は、本年度最初の審議会です。本年5月1日より、新たに第56期の委員として皆様方が選任されましたので、お一人ずつご紹介させていただきます。お手元に配付してあります委員の名簿、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順にお名前を読み上げますので、その場でご起立願います。

～ 委員紹介及びあいさつ省略 ～

(事務局)

ありがとうございました。改めて、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局も交替等ありましたので、紹介いたします。

西岡労働局長は今ほどごあいさつを申し上げます。

続いて、足立労働基準部長。

(労働基準部長)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

小柳賃金室長。

(賃金室長)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

木村賃金指導官。

(賃金指導官)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

最後になりましたが、私、賃金室長補佐の大島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1、会長及び会長代理の選出についてです。最低賃金法第24条第2項では、会長及び会長代理は公益を代表する委員の内から委員が選挙することとなっております。当審議会では、従来から推薦により候補者を確認し、委員の皆様方よりご承認をいただくという方法を選挙として行ってきております。本年も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。ご異論ないようですので、従来どおり推薦により決めさせていただきたいと思います。委員の皆様から推薦がありましたらお願いいたします。

（徳武委員）

使用者側委員の徳武です。今ほどご説明ありましたとおり、当審議会では会長及び会長代理について推薦を行うということが慣例だそうですので、その慣例に従いまして、今回は私から推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようですので、まず、会長につきましては、令和元年から昨年まで当審議会の会長代理をお務めになりました長谷川委員を、会長代理には平成30年から昨年まで当審議会の特定最低賃金審議会の専門部会長をお務めになりました佐々木委員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

（事務局）

ただいま、徳武委員から、会長に長谷川委員、会長代理に佐々木委員を推薦したいとのご発言がありました。他に推薦する方はいらっしゃいますか。

おられないようですので、会長に長谷川委員、会長代理に佐々木委員とすることでご異論ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、会長に長谷川委員、会長代理に佐々木委員をそれぞれお願いしたいと思います。

それでは、長谷川会長、佐々木会長代理から、それぞれごあいさつをいただきたいと思えます。

（会長）

ただいま会長に任命されました、長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の最低賃金、目安制度のあり方に変化があったり、もしくは、先ほど西岡労働局長からもお話がありましたけれども、基本方針でより踏み込んだ最低賃金のあり方のお話が出てくるなど、いろいろ変化のある年だと思っております。こういう変化があるときこそ丁寧な議論が求められると思います。皆様のお力をお借りしながら、いい議論ができますようにこちらでも努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

（会長代理）

会長代理となりました、新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。

私は本会議には初めての出席となりますが、自動車のほうの専門部会の委員としては2015年から8年間務めてまいりました。この会議で私が特にきちんと身を引き締めてやっていきたいと思うのは、皆さんのご意見にきちんと耳を傾けていくことと、あとは、万一が一不測の事態が生じた場合は、継続審議や議論がきちんと継続できるように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行は長谷川会長にお願いしたいと思います。

(会長)

それでは、議事に入ります。議題2、目安制度の在り方に関する全員協議会報告について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

皆様、お疲れさまです。私から、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告についてご説明申し上げたいと思います。資料11、それからお配りしております最低賃金決定要覧をご準備いただければと思います。

全員協議会報告ですけれども、先般、マスコミ等でも報じられました概要についてご説明を申し上げます。本報告については、令和3年5月から目安制度の在り方に関する全員協議会において、約2年間、延べ10回にわたり審議されて、本年4月6日に中央最低賃金審議会で確認されたということです。特徴としては、昭和53年に目安制度が創立されて以来、初めてランク数を変更するという大きな見直しが行われて、公労使の全会一致で取りまとめられたということです。

それでは、目安制度の見直しについてご説明します。少しおさらい的に、目安制度についてお話ししたいと思います。お手元の要覧の172ページに、目安制度の見直しの経緯について書かれております。これについて、概略的にお話ししたいと思います。今ほど申し上げましたとおり、昭和53年、1978年に4ランクとして創設され、その目的は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るためということです。位置づけとしては、中央最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、中央最低賃金審議会の審議を拘束するものではないということになっております。

全員協議会については、昭和57年に設置されました。平成元年に、制度の在り方について、概ね5年ごとに見直しをしていこうということが確認され、平成7年以降、さまざまな見直しがされてきました。

177ページに、ランクづけの変更の変遷があります。昭和57年にランクが設立されて以降、5回に渡ってランクづけが変わってきております。ただし、四つのランクはそのまま維持されており、今回、見直しがされたということです。

少しおさらい的なお話が長くなって申し訳ありませんけれども、本題、資料11に目を通していきたいと思っています。今回の見直しについてですけれども、大きく三つの項目に

ついて、見直しがされました。一つは、中央最低賃金審議会における目安審議のあり方について。二つ目が、地方最低賃金審議会における審議に関する事項、最後、三つ目が中央最低賃金審議会における目安制度に用いる参考資料について。この三つが議論されているということです。

それでは、報告のポイントについてご説明申し上げます。1ページ目の1の(1)最低賃金のあるべき水準です。これについては、下から3行目に、「このように」から始まるところです。あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致には至らなかったが、引き続き、労使で議論することが適当である。このような結論に達したということです。

それから、2ページ目、めくっていただきまして、政府方針への範囲のあり方についてです。政府方針への配意のあり方についてですけれども、今さらながらで申し訳ありませんけれども、最低賃金の決定については、最低賃金法第9条、地域における労働者の生計費、それから賃金、通常の事業の賃金支払い能力、この3要素、それからこの目安制度、さらには、時々事情、これらを総合的に勘案するというようにされています。ここにも書いてありますけれども、政府方針ありきの議論になっているのではないかという認識があるというご指摘があった、これを踏まえて議論した結果、二つ目の段落、令和4年度の目安審議、昨年度の審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条2項の3要素、このデータに基づいて労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であって、今後の目安審議においても徹底すべきであると。こういったことについて、合意が見られたということです。

また、その3行下に、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことであってはならない、こういったことも確認されたところです。

それから三つ目、2ページの(3)議事の公開についてです。ご承知のとおり、会議は原則公開となっていますが、下から3行目のところに、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえて、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当との結論に至ったということです。後ほど、当審議会において、この報告を踏まえて、どのようにしたらいいのかということをご説明させていただきたいと思っています。

それから、3ページ目にまいりまして、大きな二つ目、地方最低賃金審議会における審議に関する事項について、(1)目安の位置づけです。これについては、1段落目、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものと。その必要性について、異論はなかったということです。そのうえで、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認したということが触れられています。さらに、この趣旨が地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるように、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対して要望するという事になっています。どのように地方審議会に周知していくかということは、現在、

本省のほうで検討中ということですので、具体化され次第、皆様方に伝達していきたいと考えております。

続きまして、ランク制度のあり方です。まず、ランク制度の必要性についてです。これについては、地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていること、あるいは、制度としての継続性、安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であるということが確認されたということです。それから、指標の見直しについてですが、平成7年に総合指標が導入されています。もう一度要覧をご覧になっていただきたいのですが、要覧の187ページに、ランク区分の見直しの基礎とした指標ということで、187から188ページにかけて記載されています。合わせて19の指標がありまして、その指標の一つ一つが190ページ以降、一覧になっております。こうした指標の見直しを図るということです。一つ一つの指標の見直しについてはご覧になっていただければと思います。

この指標に基づいてランクづけがされるということです。ランクの見直しについても、ここで触れられています。4ページの から、新しい指標に基づくランクということが記載されております。また要覧に戻っていただきたいのですが、要覧の195ページに、総合指標に基づく都道府県別の総合指数というものが載っています。資料では、10ページに直近の総合指標が載っております。先ほど申し上げました19の指標に基づく数字を総合指標として取りまとめているということです。それで、ここの4ページ目から5ページ目にかけてですが、5ページ目の中ぼつが四つありますけれども、その最初のぼつのところに、総合指数の格差がこの間、縮まっているということを分析しています。195ページにある総合指数は5年前の数字ですが、1番の東京を100とした場合に、一番指数が低い沖縄が63.1です。一方で、資料11の10ページ目にあります直近の総合指数をご覧になっていただきたいと思いますが、東京を100とした場合、沖縄は68.5。5.4ポイント、沖縄の指数が上がっている。もっと言うと、東京と沖縄の格差が縮まっているということがこの数字から言えるのではないかと思います。それで、この都道府県格差が縮小傾向にあるということが一つです。

二つ目の中ぼつが、ランク区分の数が多ければ、ランクごとの目安額の差が生じやすくなるということです。逆に言うと、ランク数を減らせばその格差が縮小していくということが二つ目のぼつで書いてあります。

三つ目のぼつが、26年度以降の目安額を比較してみると、4ランクあったとしても目安額を三つあるいは二つにした年、平成27年、それから令和元年、令和3年。これらについては、4ランク制ですが、目安額を三つあるいは二つにすることで、格差が縮まっているという分析をしております。そういったことから、ランク数を減らすべきだということです。

ランクをいくつ減らすべきかということが四つ目のぼつに書いてあります。できるだけランク数の変化による影響を少なくするために四つから三つにするのが妥当だろうという

ことで、今回、四つから三つに変えるということです。

続きまして、各ランクへの振り分けの考え方が5ページの「また」以下に書いてあります。一つは、Aランクについては、今と同じランク、今のランクを維持すべきだということが5ページの最後から6ページ目のところに書いてあります。

それから今度、AとBのランクをどのような観点で線引きをするのかということですが、今までは総合指数の格差が大きいところでラインを引いていたということですが、それ以外の観点、例えば、適用労働者数を一つの線引きをするための観点として加えましょうということです。資料の12ページに新しいランクが書かれています。ランクの一番右手のほうに、適用労働者数の比率というパーセンテージがあります。Aについては45.2パーセント、Bについては44.2パーセント。4ランクのときには、A、B、Cの適用労働者数の比率は大きな差があったのですけれども、AとBについては適用労働者数の比率を同じ程度にしましょうという考え方。この考え方に基づいて、AとBのランクづけをするということです。BとCのランクづけについては、従来と同じように、総合指数の格差、差が大きいところで線を引きましょうということになりまして、少し資料を戻っていただきたいのですが、10ページ目には総合指数に赤いラインがありますけれども、島根県と大分県で0.6ポイントの格差がある。ここで線引きをして、BとCのラインを決めるということが、この中で説明されております。

以上がランクについてのご説明です。それから、資料11の6ページ目に発効日について述べられています。これも改めてですけれども、改訂後の地域別最低賃金の発効日については、法令上、特定の日付が定められているのではないと。発効日というのは地方最低賃金審議会の審議で決まるものであるということですということが改めてここで確認されております。これについては、10月1日とかというような日が全国的にありますけれども、今ほど申し上げましたとおり、地方最低賃金審議会のほうでご議論くださいということです。

参考資料については、時間の関係もありまして、割愛させていただきますので、後ほどご覧になっていただきたいと思っております。

9ページ目に今後の見直しについての記載がありまして、冒頭申し上げましたとおり、5年に一度見直しを行っていく、これは堅持するということです。次回、令和10年度を目途に見直しを行うということがこの項目の中に記載されています。

以上、報告についての説明とさせていただきます。

(会長)

今ほどの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。よろしいですか。ないようですので、次の議題に移ります。議題3、審議会運営規程について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続き、私からご説明申し上げます。資料2、新潟地方最低賃金審議会の運営規程を掲載させていただいております。本審議会につきましては、この運営規程等に基づき運営

しております。今期も、これに基づき運営することのご確認をお願いします。新しい委員の方もいらっしゃいますので、主だった条文についてご説明申し上げたいと思います。

まず、第6条です。公開について。先ほど、全員協議会報告のほうでも見直しがされました。この第6条、会議は原則として公開とする。ただし、公開することによって個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるというような定めになっています。

それから、第7条、議事録です。会議の議事については議事録を作成するものとするということです。それから、第4項のところ、この規定は、検討小委員会または専門部会等についても準用するという規定になっています。全部はご紹介できませんけれども、以上が主だったところです。よろしくお願いします。

(会長)

引き続きでよろしいでしょうか。ここで質問などを取ったほうがよろしいですか。

引き続きでよろしいですか。引き続き、運営規程第6条に基づく本審議会の公開につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、先ほどご説明申し上げました中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告の中で、公開について、見直しの報告がなされました。それを踏まえまして、当審議会における取り扱いについて提案をさせていただきたいと思います。

今ほどご覧になっていただいております審議会運営規程第6条、ご説明申し上げましたとおり、原則として公開するということにされておりますが、但し書きが定めてあります。昨年度までは、この但し書きを踏まえて、本審の内、異議申し立てに関する審議、それから県最低賃金並びに特定最低賃金の専門部会については非公開とする運用を行ってまいりました。しかしながら、本年度については、先ほど申し上げました全員協議会報告において公労使の三者が集まって議論を行う部分は公開するとされたことから、この従来への運用の見直しを図りたいと考えております。見直しするのは、今ほど申し上げましたとおり、異議に関する審議会、それから専門部会、地域別最低賃金と特定最低賃金それぞれの会議が該当すると思っております。この二つについて、従来、非公開としておりましたが、本年度より公開としたいと考えております。ただし、公開するのは公労使の三者が集まって議論を行う部分とさせていただきますので、公労使三者が集まって議論を行う部分を公開とさせていただきたいというように考えております。

なお、専門部会についてはですが、県最低賃金、それから特定最低賃金、各々規定が定められていますので、ここでご確認いただきたいのは、今年度の第1回目の審議のみであって、第2回目以降については各々の会議でその規定に基づいて、改めて取り扱いをご確認いただくこととしたいと考えております。

もう1点、公開するという事は具体的にどういうことかということですが、一つ目は、会議の傍聴です。公示により傍聴者を募り、審議状況を傍聴していただくことが会議の傍聴になります。二つ目は、議事録の公開です。議事内容をホームページに掲載するなどということになります。公開について、以上のとおり見直すことにしたいと考えておりますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

(会長)

今、本審議会の公開についてご説明いただきましたけれども、今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(木南委員)

木南です。

中央最低賃金審議会の全員協議会報告の議事の公開の方針が出されたわけですが、あくまで当審議会が公開するかどうかは当審議会の判断ですので、それを参考にしつつ、当審議会独自の判断として解釈変更をします。その提案を事務局としてしたという理解でよろしいですね。

それで、本審については、運営規程にありますように会長が決めるということで、我々、今、その意見を述べていると。それで、専門部会については専門部会規定でそれぞれの専門部会長が決めるということになっていますから、本来ならば、専門部会で公開の可否についてまた議論してもらわなければならない、すべきだと思いますが、ただ、第1回目の会議、冒頭から公開するかどうかということを会議で決めるのはなかなか物理的にも難しいところがありますので、第1回目の冒頭はまずは公開から始めようということを当審議会として確認するというのが提案の趣旨だと理解したのですけれども、そういうことでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。それぞれの審議会にそれぞれ規定がありますので、そちらで決定、判断をしていただくということです。それで、第1回目の取り扱いについては、木南委員がおっしゃったとおり、便宜上、こちらのほうで確認させていただくということです。

(会長)

専門部会に関しては、第1回のところで次回以降の公開、非公開をそこで議論するということですね。ありがとうございます。

ほかに何かありませんか。

よろしいですか。それでは、今のご提案のとおり、全員協議会報告を踏まえて、原則公開といたします。

続いて、最低賃金審議会令第6条第5項の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続き、私からご説明申し上げます。最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用についてです。これもお手元にお配りしております最低賃金決定要覧の149ページにその条項

がありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

第6条第5項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると定められております。従来から、新潟県最低賃金審議会の審議におきましてもこの規定を適用して、専門部会で全会一致した場合に限り、審議会の決議とする取り扱いとしておりました。今期についても従来と同様、この規定を運用してよろしいか、ご検討をお願いいたします。

(会長)

従来どおりの運用なのですからけれども、今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、従来どおり、専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審の結果として取り扱うことといたします。

続いて、議題の4番、新潟県最低賃金の改正諮問に移りたいと思います。事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、局長から、新潟県最低賃金の改正について諮問させていただきます。

(労働局長)

新潟県最低賃金の改正決定について。諮問。

最低賃金法第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

(会長)

ただいま、局長から諮問をお受けいたしました。

続いて、配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私から、配付資料についてご説明申し上げます。基本的には、昨年度と同様の資料をお配りさせていただいております。説明にあたっては、春闘状況、景気動向、雇用失業情勢、政府方針などの主要なものに絞ってご説明いたします。

まず、少し飛んで申し訳ありませんが、資料12をご覧になっていただきたいと思えます。先ほども局長のごあいさつの中で触れさせていただきましたけれども、6月30日に開催された中央最低賃金審議会の資料です。6月16日に閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023などの抜粋を添付しております。

それで、ご覧になっていただきたいのですけれども、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版の3ページに、最低賃金にかかわる記述があります。同様に、経済財政運営と改革の基本方針2023についても3ページ目に最低賃金の記載があります。二

つとも同趣旨のものです。基本方針の記載を少し読み上げさせていただきますが、最低賃金については、昨年は過去最高の引き上げ額となった。今年是全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を四つから三つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るといような記述になっております。これが最低賃金に係る政府方針であるということをご紹介したいと思います。

それから、少し前に戻って恐縮です。資料 3 です。令和 5 年春季賃上げ状況です。ご覧になっていただいたとおりですが、全国の連合の集計については 3.66 パーセント、それから日本経団連の集計、大企業については 3.91 パーセント、中小企業については 2.94 パーセント。県内、連合新潟の集計を見ますと 3.34 パーセント、いずれも昨年の引き上げ率・額を上回っているということがこの資料で読み取れるかと思えます。

続きまして、資料 4、新潟県の経済情勢についてです。日本銀行新潟支店の 6 月 7 日現在の金融経済動向・基調判断を記載させていただいております。県内の景気は、原材料高の影響などを受けつつも、緩やかに持ち直している。個人消費は一部で弱い動きとなっているものの、回復している。企業収益は減速している。この間、雇用・所得環境は改善の動きが見られる、という書きぶりになっております。新潟財務事務所の 4 月の経済情勢報告、中ほどに総括判断という記載がありますけれども、ここには、県内経済は、緩やかに持ち直している、との記述になっております。

資料 5 が、最近の雇用失業情勢です。6 月 30 日に局長定例会見で発表したものです。有効求人倍率は 1.55 倍で、前月に比べて 0.03 ポイント低下しております。また、新規求人倍率が 2.29 倍で、前月に比べて 0.2 ポイント低下。基調判断ですが、最初にあります雇用情勢判断ですが、これは、県内の雇用情勢は改善の動きが見られるものの、一部求人の動きにやや足踏み感がある引き続き、求人・求職の動きに留意しつつ、物価の高騰などが雇用に与える影響にも十分注意する必要があると判断しています。

資料 6 が新潟県の主要指数の推移、それから資料 7 が物価動向です。先に物価動向についてご説明申し上げますと、消費者物価指数、昨年、令和 4 年 4 月から全国・新潟市ともに上昇し続けていて、本年 1 月をピークに下降しています。新潟市は令和 4 年 4 月から 10 月までは全国指数を上回っていますけれども、本年 1 月以降は下回っているという状況です。それから、資料 6 に戻っていただきますと、右から二つ目の数字、消費者物価指数の昨年の数値を見ますと、対前年比 2.9 パーセント上昇しているということになっております。

それから、資料 8 については、県の総務管理部統計課の毎勤統計地方調査結果です。これはご覧になっていただければと思います。

それから、9 については、昨年の新潟地方最低賃金審議会の開催状況の一覧です。

それから、10 については、この表の見方なのですけれども、令和 5 年度の答申日別最

短効力発生予定日の一覧という名前になっております。仮定として最低賃金の発行日を 10 月 1 日にしたいといった場合、この表の右側、発行の 10 月 1 日の日曜日、赤字になっていきますけれども、それから左に二つ三つ行きますと、答申が 8 月 7 日の月曜日になっております。要するに、10 月 1 日発行を目指すのであれば、8 月 7 日が締め切りですということですので。そのようにこの表はご覧になっていただければと思います。

資料 13 から 15 については、県内の自治体や労働組合からの意見書等になっております。新潟地方最低賃金審議会会長あての要請が 14 の佐渡市からあります。これについて、資料としています。中身について、ご確認いただければと思います。それ以外については、新潟労働局長あてですので、名前だけこちらに目録として掲示させていただいております。

以上、雑ぱくであります。資料についてご説明申し上げました。

(会 長)

今ほどの資料説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(木南委員)

最後の資料 13、14、15 辺りの各市町村その他からの要請書なのですが、佐渡の要請書の趣旨は分かるのですが、ほかの議会からの意見書、そしてユニオン、特定の労働組合からの要請書について、受け取ったという事実が書いてあるだけで、どういう要請を受けたのか、趣旨が分からないと、当審議会の審議の参考にはなりがたいような気がするのですが、各村議会、市議会からの意見書の趣旨、最低賃金を上げてほしいのかあまり上げるのは抑制してほしいのか、慎重な審議を求めているのか、その辺り、もし分かれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

労働局長あてと審議会会長あてと明確に区別をして、資料にするかしないかということにしております。厳密に言うと、労働局長あてというのは公文書になりますので、ここで、それこそオープンにするのはいかなものかということで、名前だけ挙げさせていただいています。

それで、趣旨についてということですが、各自治体からの要請の中身については、佐渡市から出されております要望項目とほぼ同じです。消費者物価上昇といったことを考慮すること、それから、近隣地域との水準といったこと、それから改正金額の周知、これらについても要望されております。

それから、労働組合からの要望については、こうした趣旨のほかに、先ほどご説明申し上げました、全員協議会の公開についての要望もありました。この協議会報告に基づいて公開すべきというような内容であったことをご報告いたしたいと思います。

(会 長)

ほかにありませんか。

よろしいですか。それでは、続きまして、議題(5)実地視察について、事務局から説明

をお願いいたします。

(事務局)

私から引き続き説明申し上げたいと思います。

実地視察についてということですが、調査審議を行っていただくうえで重要と考  
えますのは、労働実態の的確な把握であります。そのため、最低賃金基礎調査、参考人の意  
見聴取、実地視察等を行って調査審議を進めるというようにされています。当審議会では、  
さまざまな産業を代表する方々が委員として参加しておられるといった理由から、実地視  
察を行う必要はないという結論で、過去、推移しておりまして、過去の記録を見る限り、実  
地視察を行った実績はありません。

この数年間はコロナ禍であったこともあり、視察について見送ってきましてけれども、改  
めて、労働実態の的確な把握が重要といった観点に立って、事務局としては、他局での実施  
状況等を参考にして、7月下旬に実地視察を実施すべく十数社の企業に依頼を申し込んだ  
のですけれども、いまだに新型コロナウイルス感染症の影響が残っているということで、工  
場見学について実施していないという返答でした。よって、残念ながら、本年度の実地視察  
については見送ることにしたいと考えております。以上、ご確認願います。

(会長)

今年度、実地視察はしないという説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお伺  
いいたしますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、本年度の実地視察は行わないということによろしいでしょ  
うか。

ご異議がないようですので、本年度は行わないということにいたします。

続いて、議題(6)その他について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

その他の議題として、2点についてお諮りしたいと思います。一つは、最低賃金法第25  
条に基づく関係者からの意見聴取について。もう一つは、専門部会の設置並びに委員の公示  
についてです。

まず、最初に、関係労使の意見聴取についてです。関係労使の意見については、最低賃金  
決定要覧の144ページに最低賃金法第25条第5項が記載されております。第5項では、最  
低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、  
厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする  
と定められております。この厚生労働省令は、153ページに記載されています最低賃金法施  
行規則のことで、その第11条第1項で意見書を提出すべき旨を公示するものと規定されて  
います。事務局では、これらに基づき、本日付けで意見聴取の公示を行いたいと考えていま  
す。公示の方法は、掲示板への掲示のほか、当局のホームページに掲載するなど、広く意見  
を求めることといたします。

2点目の専門部会の設置並びに委員の公示についてです。こちらについては、同じく最低

賃金決定要覧 144 ページに最低賃金法第 25 条第 2 項が記載されております。その第 2 項では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされており、専門部会の設置が義務づけられています。

本日、本審議会に対して諮問が行われましたので、専門部会を設置して調査審議をしていただくこととなります。

専門部会は、最低賃金法第 25 条並びに最低賃金審議会令第 6 条に則り、従来と同数の公労使の各委員 3 人ずつの計 9 名で構成し、委員については、本日付けで推薦公示を行うことといたします。

(会 長)

今、2 点についてご説明がありました。一つは関係者からの意見聴取について。もう一つが専門部会の設置並びに委員の公示について。それぞれについて、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、事務局において意見聴取の公示の手続きとともに専門部会委員の推薦公示の手続きを進めていただきたいと思います。

ほかに何か、事務局から説明はありませんか。

(事務局)

それでは、資料の中に入っていないくて、別に配付しております令和 5 年度新潟地方最低賃金審議会日程(案)を見ていただければと思います。今後の審議会の日程を表示させていただいております。本日、7 月 7 日第 1 回本審ということで、以降、8 月 1 日からを予定しております。6 月下旬以降、中央最低賃金審議会の目安小委員会において目安の審議がされております。目安が答申されるのが、例年ですと大体 7 月下旬くらいから、昨年度は少し遅くなりましたけれども、そのような感じで答申が出る見込みなので、それに合わせた形で配置しております。

8 月 1 日、第 2 回本審、同日、第 1 回専門部会、8 月 2 日、第 2 回専門部会、1 日おきまして、8 月 4 日に第 3 回専門部会で、土日が明けた 8 月 7 日に専門部会の予備日を 1 日配置しております。午後から第 3 回本審、それからお盆を挟みまして 8 月 23 日に、これは 8 月 7 日前後に答申が出た場合、いわゆる異議公示の期間を置きまして、8 月 23 日ごろに第 4 回本審という配置になっております。最後に、また昨年度のような目安答申の遅れがあれば微調整が必要になるかと思いますが、一応、この日程案で進めさせていただければと思います。

(会 長)

ただいま、日程につきましてご説明がありました。これについて、ご質問、ご意見はありませんか。

よろしいですか。

ほかにご質問、もしくは各委員から何かありませんか。

(木南委員)

今年度から会議を全面的に公開することになりましたので、事務局におかれましては、例えば、要請書の印影の部分などは、やはりそれは会長の判断として非公開にせざるをえない部分は当然、資料でもあると思うのです。今後の配付資料については気をつけていただきたいし、逆に、会議の資料として我々に配付するものについては基本的には公開ですから、傍聴人の方々にも配付するよう便宜を図っていただきたい。当審議会に提出する資料については慎重に対応願いたいということと、配る以上、公開が原則ですから、その辺についてもしっかりやっていただきたいということは一言申し上げておきたいと思います。

(事務局)

了解しました。ありがとうございました。

(会長)

ほかにありませんか。

ないようでしたら、本日の審議を終了いたします。次回、第2回本審を8月1日火曜日午後1時半から、本日と同じ本会議場で開催いたします。

以上をもちまして、第1回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。